

第 1 章 基本的事項



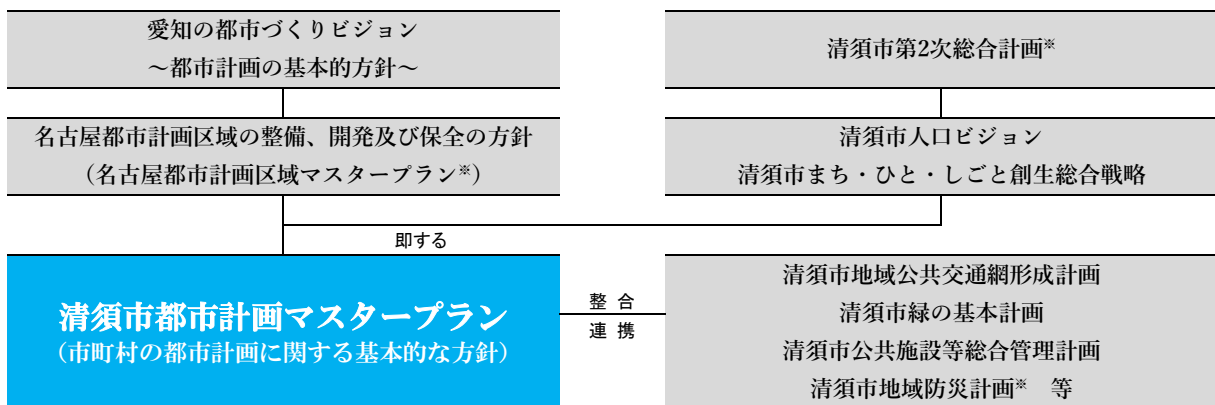
第1章 基本的事項

1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。市町村自らが都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、将来ビジョンを実現するため、長期的・総合的な視点から土地利用や都市施設*といった都市計画の方針を明らかにするものです。

清須市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、愛知県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン*）」と清須市（以下、「本市」という。）が定める「清須市第2次総合計画*」を上位計画として定めております。これらに即すとともに、各種の関連計画と整合を図りつつ都市づくりの方針として定めます。

■ 清須市都市計画マスタープランの位置づけ



※用語集参照

1-2 計画策定の背景・目的

本市では、2005年（平成17年）7月の西枇杷島町、清洲町及び新川町の3町合併後、2009年（平成21年）3月に2018年（平成30年）を目標年次とした「清須市都市計画マスタープラン」を策定しています。また、春日町では、2009年（平成21年）5月に2018年（平成30年）を目標年次とした「春日町都市計画マスタープラン」を策定しています。しかし、各都市計画マスタープラン策定直後の2009年（平成21年）10月に清須市と春日町が合併し、新たに清須市としての行政運営をスタートすることとなりました。清須市と春日町の合併は、それぞれの都市計画マスタープラン策定直後であったことから、本市では2つの都市計画マスタープランに基づき都市計画を進めてきました。

それぞれの都市計画マスタープランの策定から約10年が経過し、目標年次を迎えるなか、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。従来から地方部においては人口減少が進みつつありましたが、日本全体としても本格的な人口減少局面に突入します。特に大都市圏特有の課題として、高度成長期に県外から転入した世代が一斉に高齢期を迎えるなど、今後、高齢者世帯が急速に増加していくことが見込まれます。本市では、現在のところは緩やかな人口増加にあるものの、将来的には、減少に転じることが見込まれます。そのため、中長期的な展望のもと、人口減少やそれに伴い予測される経済活動の停滞や税収減による行政サービス水準の低下等の負の側面に対して、今のうちから対策を講じる必要があります。

近い将来、人口減少に転じる見込みである一方で、2027年（平成39年）にはリニア中央新幹線の東京－名古屋間の開業が予定されています。リニア中央新幹線の開業によって、名古屋市に隣接する本市は東京から60分圏内に位置することとなります。リニア・インパクト等による様々な効果を積極的に取込み、都市の発展へと活かすことが求められています。

また、愛知県においては、南海トラフ地震[※]等の発生が懸念されるなか、本市は風水害の発生する危険性が高い地域特性を有しています。東日本大震災[※]をはじめ、近年の熊本地震[※]や2018年（平成30年）7月豪雨など大規模自然災害の教訓を踏まえ、高齢になっても地域で安心して暮らせるよう、安全・安心の都市づくりが強く求められています。

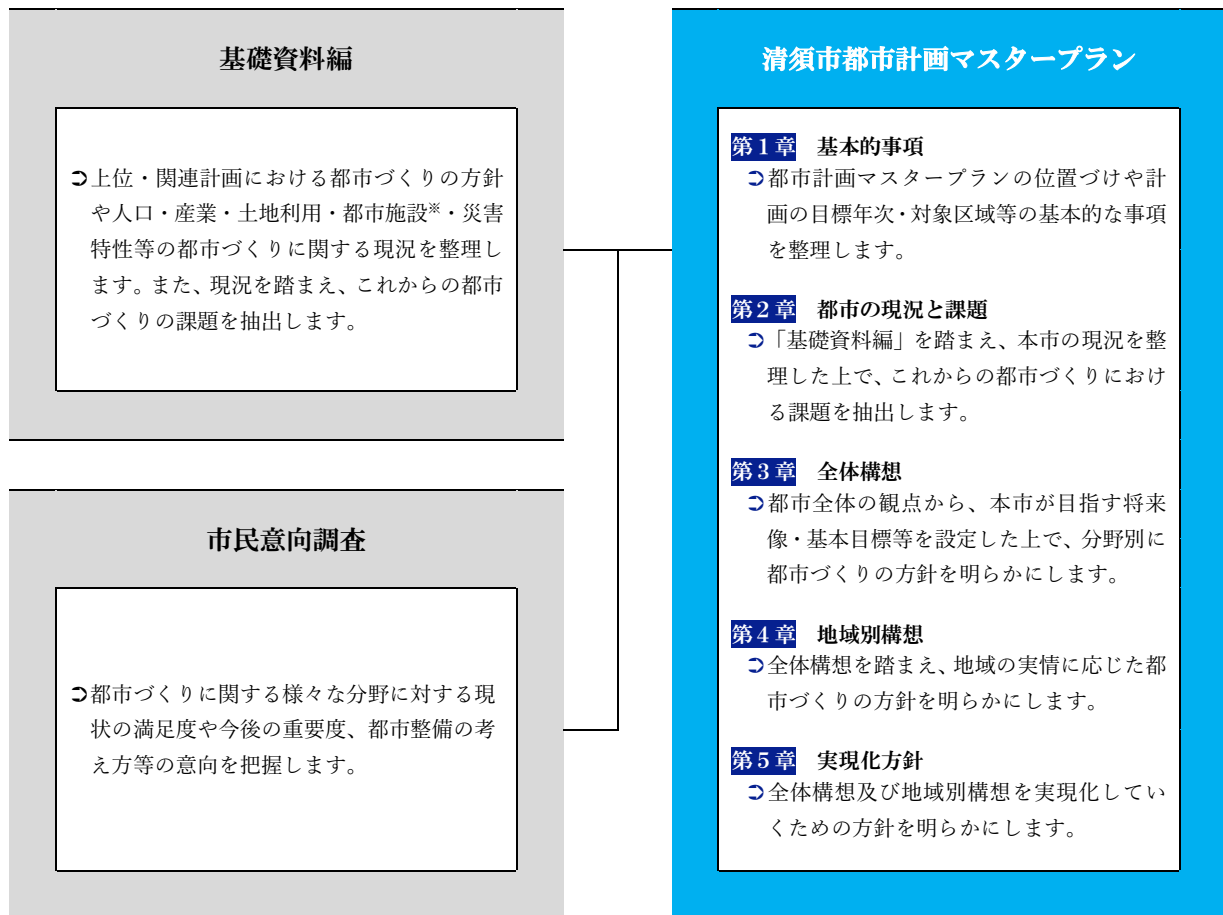
このような社会情勢の変化を踏まえ、本市では2016年（平成28年）12月に新たな行政運営の指針となる「清須市第2次総合計画[※]」を策定したところです。これを上位計画として新たな都市計画の方針を明確にするために、本計画を策定することとしました。

※用語集参照

1-3 計画の構成

本計画は、都市の現状や特性をまとめ、都市づくりの課題を整理する「基礎資料編」及び「市民意向調査」の結果を踏まえて策定します。

また、本計画は、「第1章 基本的事項」「第2章 都市の現況と課題」「第3章 全体構想」「第4章 地域別構想」及び「第5章 実現化方針」の全5章で構成します。



※用語集参照

1-4 計画の目標年次と対象区域

都市計画は、中長期的な展望の下で検討する必要があります。そこで、個別・具体の都市計画を進めるための基本方針となる本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の2028年（平成40年）を目標年次とします。また、本計画は、本市全域（都市計画区域全域）の1,735haを対象とします。

なお、近年は社会情勢が目まぐるしく変化しています。都市計画についても社会情勢の変化に適時・的確に対応することが求められることから、必要に応じて本計画の見直しや充実を図るものとします。